

第4章 介護保険料と介護給付費の 見込み

第4章 介護保険料・介護給付費の見込み

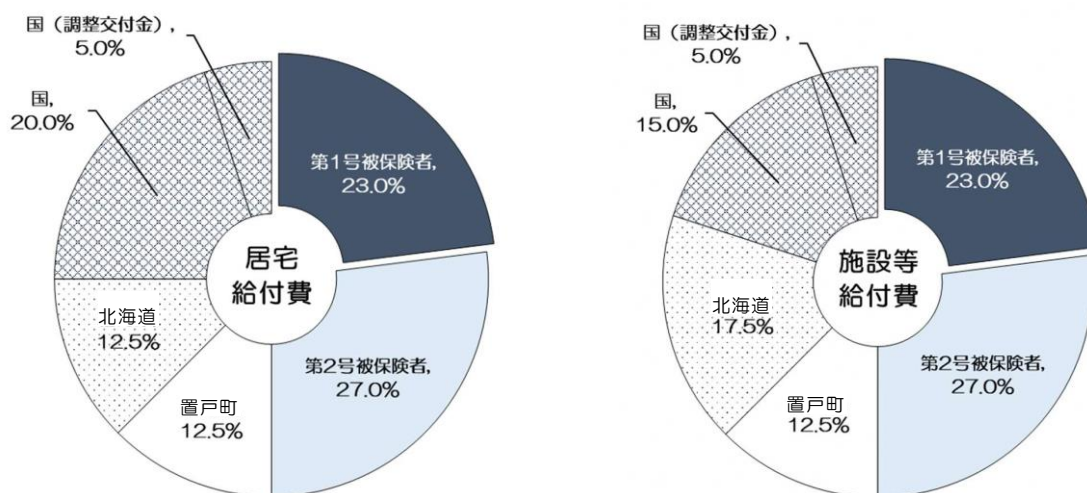
第1節 介護保険料の設定方法

介護保険は、介護を必要とする人が応分の負担で介護サービスを受けられるように、社会全体で支えることを目的とした保険制度です。例えば、要介護（支援）認定を受けた人が介護サービスを受ける場合、収入に応じた自己負担割合で介護サービスを受けることができます。また、要介護（支援）認定を受けていない高齢者も対象にした介護予防のための取組等を実施しています。

第2節 介護保険事業に係る給付費の仕組み及び見込額

介護保険事業に係る事業費は、介護サービスの総事業費から利用者負担分（介護サービスを利用した費用の1割～3割）を除いた額である標準給付費をいいます。

①標準給付費の財源構成（予防給付・介護給付）



②標準給付費の見込額

標準給付費の見込額については、第9期計画期間（3年間）トータルで1,034,109千円と推計しています。

※標準給付費とは、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額につき、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた費用のこと。

■計画期間における標準給付費見込額

(単位：千円/年)

区 分	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2040年度 (R22)
介護サービス給付費 ①	319,294	319,875	319,737	286,543
居宅（介護予防）サービス費	95,502	95,611	95,469	83,947
地域密着型（介護予防）サービス	79,304	79,593	79,597	74,487
施設サービス	144,488	144,671	144,671	128,109
その他経費 ②	24,946	25,220	25,037	21,992
特定入所者介護（予防）サービス費	16,320	16,500	16,380	14,411
高額介護（予防）サービス費	6,527	6,600	6,551	5,739
高額医療合算介護（予防）サービス費	1,826	1,847	1,833	1,638
審査支払手数料	273	273	273	204
標準給付費 ①+②	344,240	345,095	344,774	308,535

(単位：千円／年、人／月)

区 分	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2040年度 (R22)
居宅サービス	83,718	83,817	83,675	73,320
訪問介護	7,469	7,479	7,479	6,798
利用者数(人)	16	16	16	15
訪問入浴介護	598	599	599	599
利用者数(人)	1	1	1	1
訪問看護	2,566	2,570	2,570	2,570
利用者数(人)	6	6	6	6
訪問リハビリテーション	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0
居宅療養管理指導	233	233	233	233
利用者数(人)	2	2	2	2
通所介護	4,348	4,354	4,354	4,354
利用者数(人)	5	5	5	5
通所リハビリテーション	2,511	2,514	2,514	1,257
利用者数(人)	2	2	2	1
短期入所生活介護	15,582	15,602	15,602	12,736
利用者数(人)	14	14	14	12
短期入所療養介護	3,571	3,575	3,575	2,630
利用者数(人)	4	4	4	3
特定施設入居者生活介護	30,603	30,642	30,642	28,651
利用者数(人)	20	20	20	19
福祉用具貸与	5,196	5,196	5,196	4,204
利用者数(人)	34	34	34	28
特定福祉用具購入	629	629	629	629
利用者数(人)	2	2	2	2
住宅改修費	960	960	960	960
利用者数(人)	2	2	2	2
居宅介護支援	9,452	9,464	9,322	7,699
利用者数(人)	61	61	60	50

(単位：千円／年、人／月)

区 分	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2040年度 (R22)
介護予防サービス	11,784	11,794	11,794	10,627
介護予防訪問看護	831	832	832	832
利用者数(人)	3	3	3	3
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	302	302	302	302
利用者数(人)	1	1	1	1
介護予防短期入所生活介護	947	948	948	948
利用者数(人)	3	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	3,933	3,938	3,938	3,455
利用者数(人)	6	6	6	5
介護予防福祉用具貸与	1,996	1,996	1,996	1,692
利用者数(人)	39	39	39	33
特定介護予防福祉用具購入	653	653	653	653
利用者数(人)	2	2	2	2
住宅改修	900	900	900	900
利用者数(人)	2	2	2	2
介護予防支援	2,222	2,225	2,225	1,845
利用者数(人)	41	41	41	34

(単位：千円／年、人／月)

区 分	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2040年度 (R22)
地域密着型サービス	79,304	79,593	79,597	74,487
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	55,962	56,033	56,033	53,906
利用者数(人)	18	18	18	17
地域密着型通所介護	23,342	23,560	23,564	20,581
利用者数(人)	45	45	45	40
地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0

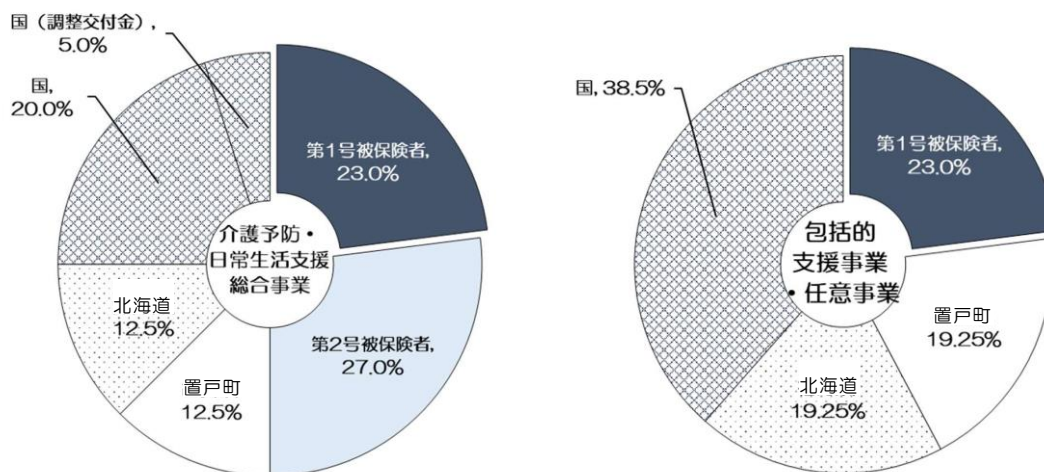
(単位：千円／年、人／月)

区 分	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2040年度 (R22)
介護保険施設サービス	144,488	144,671	144,671	128,109
介護老人福祉施設	109,807	109,946	109,946	96,647
利用者数(人)	42	42	42	37
介護老人保健施設	34,681	34,725	34,725	31,462
利用者数(人)	11	11	11	10
介護医療院	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0

第3節 地域支援事業に係る事業費の仕組み及び見込額

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」、「包括的支援事業（社会保障充実分）」の4事業で構成されています。

①財源構成



※調整交付金について

市町村間の介護保険財政を調整する交付金。高齢者の人口構成と所得の状況に応じて交付割合が変動する仕組みとなっている。交付割合が5.0%を下回った場合は、不足分を第1号被保険者が負担し、5.0%を上回った場合は、上回った分を第1号被保険者に割り当てる。

②地域支援事業費の見込額

地域支援事業費の見込額については、第9期計画期間（3年間）トータルで53,040千円と推計しています。

■計画期間における地域支援事業費見込み額

（単位：千円）

区 分	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2040年度 (R22)
地域支援事業	17,680	17,680	17,680	13,643
介護予防・日常生活支援総合事業	10,022	10,022	10,022	7,680
介護予防・生活支援サービス事業	9,770	9,770	9,770	7,491
一般介護予防事業	202	202	202	151
その他	50	50	50	38
包括的支援事業	1,324	1,324	1,324	902
任意事業	5,502	5,502	5,502	4,310
包括的支援事業（社会保障充実分）	832	832	832	751

第4節 保険料見込額

第1号被保険者は、令和6年度から令和8年度までの3年間に必要とされる標準給付費及び地域支援事業費の見込額の約23%を負担することになります。

また、介護保険料は、所得に応じた段階を設けて負担していただいております。住民税の非課税層に配慮した分を、課税層が支えることで成り立っています。

介護保険制度を持続可能なものとするため負担能力に応じた介護保険料の設定となるよう、国において第9期計画期間から標準所得段階の多段階化、高所得層における標準介護保険料率の引き上げ、低所得層の標準介護保険料率の引き下げが示されました。

本町においても、国の標準所得段階に合わせ13段階の設定及び9段階以降の所得段階要件を変更し、高所得者層の介護保険料率を一部引き上げ、低所得者層においては一部引き下げを行います。

①介護給付費準備基金の取り崩し

保険者である市町村は、介護給付費準備基金を設けて余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合には取り崩しを行うなど、被保険者に安定して保険給付を提供するよう努めています。本計画では介護給付費準備基金を3年間で約1,900万円取り崩し、保険料の上昇を抑制します。

②公費による低所得者の負担軽減

第9期計画では、第8期計画に引き続き公費を投入し、第1段階から第3段階までの介護保険料率を引き下げ、介護保険料の軽減を行います。

(1) 保険料基準額の改正について

介護給付費準備基金の取り崩しを執行し、第9期介護保険事業における介護保険料の基準額を4,500円とします。

■置戸町の第1号被保険者介護保険料（基準）額の経緯

計画期		第8期計画	第9期計画
計画期間		2021～2023年度 (R3～5年度)	2024～2026年度 (R6～8年度)
介護保険料 (基準額)	年額	50,400円	54,000円
		4,200円	4,500円
増減額	月額	0円	300円
増減率		0.0%	7.14%

■所得段階別第1号被保険者の保険料

区分	所得区分	所得段階別加入者数	保険料（年額）
		基準額に対する割合	保険料（月額）
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている方 老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	218人	19,980円
		37%	1,665円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方 	185人	25,920円
		48%	2,160円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 	138人	36,720円
		68%	3,060円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる場合）で年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	77人	47,250円
		87.5%	3,938円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる場合）で年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方 	160人	54,000円
		100%	4,500円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 	159人	64,800円
		120%	5,400円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 	123人	70,200円
		130%	5,850円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 	40人	81,000円
		150%	6,750円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 	10人	91,800円
		170%	7,650円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 	10人	97,200円
		180%	8,100円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 	4人	102,600円
		190%	8,550円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 	5人	108,000円
		200%	9,000円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円を超える方 	12人	113,400円
		210%	9,450円